

## 絵本展「ものがたりのちから」実行委員会設置要綱

### (目的)

第1条 絵本や読み聞かせの魅力を様々な形の「ものがたり」として子どもたちに伝えていくという趣旨で開催する絵本展「ものがたりのちから」に向けて、具体的な内容を決定するため、絵本展「ものがたりのちから」実行委員会（以下「実行委員会」という）を設置する。

### (任務)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 絵本展「ものがたりのちから」の企画及び立案
- (2) 絵本展「ものがたりのちから」の実施及び運営
- (3) その他、必要な事項

### (構成)

第3条 実行委員会は、淀川区内で活動する読書ボランティア有志と公募委員で構成する。

2 公募委員は、当該年度 6 月 1 日現在、18 歳以上の者とし、若干名とする。

### (役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

実行委員長 1名 副実行委員長 1名

- 2 実行委員長と副実行委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、実行委員会の議事を進行する。
- 4 委員長に事故がある場合には、副委員長がその職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、就任の日より当該年度の 3 月 31 日までとする。

### (庶務)

第6条 実行委員会の庶務は、淀川区役所市民協働課において処理する。

附則 この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。